

保育料・給食費等について

幼児教育・保育の無償化で対象になるのは、3歳児から5歳児のすべてのこどもの保育料部分です。実費徴収されている制服やカバン代、教材代、行事費、保護者会費などは、無償化の対象外です。

食材料費のうち、副食費(おかず・おやつ等)については免除になる場合があります。

次の表にあてはめて太枠の外に該当したとき、免除となります。

▼副食費の徴収/免除(1号認定)

| 階層区分 | 市町村民税所得割課税額 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
|------|-------------------|-----|-----|-------|
| 第1階層 | 生活保護世帯等 | 免除 | | |
| 第2階層 | 非課税世帯(所得割非課税世帯含む) | | | |
| 第3階層 | 77,100円以下 | | | |
| 第4階層 | 211,200円以下 | 徴収 | | 免除 |
| 第5階層 | 211,201円以上 | | | |

基本的に保護者(父母)の市町村民税額を合算した額で階層を決定しますが、同居している扶養義務者の収入により生計を維持していると認められる場合には、扶養義務者も合算します。副食費の免除該当有無は「多子のカウント」条件をみて決定します。毎年9月が算定の切り替え時期となるため、免除の該当について年度の途中で変更となることがあります。

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|----|----|----|----|----|------------------|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 前年度の市町村民税額に基づく判定 | | | | | | 当年度の市町村民税額に基づく判定 | | | | | |

※市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金(取得)等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

※就労していない方も必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

※次の①～③全てに該当する場合、父母の合算額に、同居の扶養義務者の市町村民税額を合算します。

- ① 父母のいずれも算定時年度の市町村民税が非課税
- ② 父母のいずれも算定時前年中の収入が103万円未満
- ③ 父母の算定時前年分所得の総額が、同居の扶養義務者の所得より低い

- ・「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。
- ・扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

※多子のカウント方法について(1号)

第1階層～第3階層:生計を一にする者に限り年齢制限なし

第4階層・第5階層:3歳～小学校3年生までのこどもの数

・住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

・保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年3月末頃と8月末頃に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。